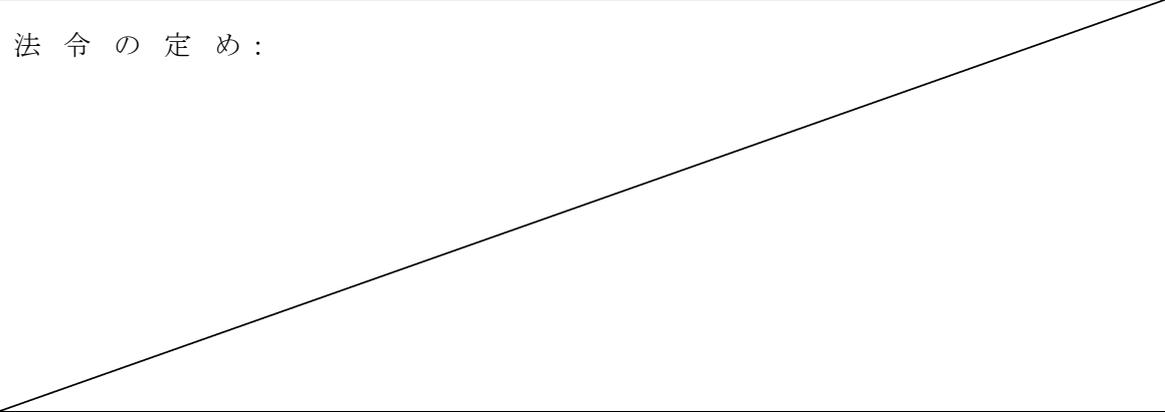


処 分 基 準

令和2年9月1日作成

法 令 名：公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
根 拠 条 項：第11条
処 分 概 要：事業者に対する指示
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 
処 分 基 準： 別紙のとおり
問 合 せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線3418, 3419, 3421, 3422）
備 考：

別紙

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく指示の基準及び内容

1 この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「指示処分」とは、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年兵庫県条例第66号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例第4条第1項第1号アからウに掲げる行為を事業として行う者（法令の根拠に基づいて営む事業であるか否かは問わない。以下「事業者」という。）が、当該事業に関して条例に違反したときは、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることをいう。
- (2) 「条例違反行為」とは、事業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し、条例第4条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第10条の規定に違反する行為をいう。
- (3) 「事業停止命令」とは、条例第12条の規定に基づき、事業者に対し、指示処分に従わなかったとき、又は条例違反行為があったときに当該事業の停止を命ずることをいう。

2 指示の基準

- (1) 条例違反行為が行われた場合は、条例第11条の規定に基づき、指示をするものとする。
- (2) 指示は、比例原則にのっとり行うものとする。
- (3) 指示は、事業者に過大な負担を課さないよう配慮するものとする。
- (4) 指示は、1回の違反について1回行うものとする。
- (5) 指示は、事業停止命令と併科することを妨げない。

3 指示の手続き

指示を行う際には、兵庫県公安委員会弁明の機会の付与に関する規程（昭和35年兵庫県公安委員会訓令第12号）第2条に規定する弁明等の機会付与の通知書を交付し、事業者に対し弁明の機会を付与するものとする。

4 指示の内容

- (1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反状態が、指示後直ちに解消させることが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、当該違反状態の解消方法を盛り込むものとする。
- (2) 将来において同様の条例違反行為が行われることを防止するための指示を行うものとする。
- (3) 状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行うものとする。

5 指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、事業停止命令を行うものとする。